

## 議案第12号

### 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

#### 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

平成29年 月 日  
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(平成21年規程第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の160」を「100分の170」に改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の145」を「100分の150」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年 月〇〇日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(以下「改正後の役員報酬規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。